

## 【林野庁周知】「価格転嫁に係る業種分析報告書」の公表

平素より森林・林業・木材産業行政に御理解・御協力いただきありがとうございます。

公正取引委員会及び中小企業庁は、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づく取組として、令和4年5月31日、「価格転嫁に係る業種分析報告書」を公表しています。

当該報告書では、令和3年度における下請法違反被疑事件の処理状況、荷主と物流事業者との取引に関する調査結果に基づき、具体的な違反行為事例や業種別の分析などについて取りまとめておりますので、お知らせいたします。

公正取引委員会Webサイト

<価格転嫁に係る業種分析報告書>

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/may/220531\\_gyousyubunseki.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/may/220531_gyousyubunseki.html)

### 【問い合わせ先】

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部

企業取引課 加瀬川、富永、川村

連絡先：03-3581-3373

中小企業庁事業環境部取引課

取引課 善明、藤川

連絡先：03-3501-1669

あわせて添付のとおり、パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージの抜粋（参考1）と、令和4年6月7日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」における関連記載（参考2）についてもお送りします。

事業所管省庁 担当課 各位

令和4年6月8日  
公正取引委員会  
取引部企業取引課  
中小企業庁  
事業環境部取引課

**「価格転嫁に係る業種分析報告書」の周知について（依頼）**

公正取引委員会及び中小企業庁は、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づく取組として、令和4年5月31日、「価格転嫁に係る業種分析報告書」を公表いたしました。当該報告書では、令和3年度における下請法違反被疑事件の処理状況、荷主と物流事業者との取引に関する調査結果に基づき、具体的な違反行為事例や業種別の分析などについて取りまとめておりますので、関係団体への周知をよろしくお願いいたします。

あわせて、令和4年6月7日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」における関連記載についてもお送りいたします。

<価格転嫁に係る業種分析報告書>

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/may/220531\\_gyousyubunseki.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/may/220531_gyousyubunseki.html)

**【問い合わせ先】**

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部  
企業取引課 加瀬川、富永、川村

連絡先：03-3581-3373

中小企業庁事業環境部取引課

取引課 善明、藤川

連絡先：03-3501-1669

パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ  
(抜粋)

令和 3 年 12 月 27 日  
内閣官房  
(新しい資本主義実現本部事務局)  
消費者庁  
厚生労働省  
経済産業省  
国土交通省  
公正取引委員会

(略)

2. 価格転嫁円滑化に向けた法執行の強化

- (1) 価格転嫁円滑化スキームの創設【公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁】
- ・ 業種別の法遵守状況の点検を行う新たな仕組みを創設する。この新しい仕組みにおいては、公正取引委員会・中小企業庁が事業所管省庁と連携を図り、事業者について、①関係省庁から情報提供や要請、②下請事業者が匿名で、「買ったとき」などの違反行為を行っていると思われる親事業者に関する情報を公正取引委員会・中小企業庁に提供できるホームページの設置（「違反行為情報提供フォーム」）を通じて、広範囲に情報提供を受け付ける。このため、価格転嫁に関する関係省庁連絡会議を内閣官房に設置する。
  - ・ 今年度末までに把握した情報に基づき、来年6月までに、事例、実績、業種別状況等について公正取引委員会・中小企業庁が報告書を取りまとめ、公表する。これにより、問題点を明らかにするとともに、法違反が多く認められる業種については、公正取引委員会・中小企業庁と事業所管省庁が連名で、事業者団体に対して、傘下企業において法遵守状況の自主点検を行うよう要請を行う。
  - ・ また、公正取引委員会、中小企業庁は、これらの情報に基づき、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると思われる業種について、重点立入業種として、毎年3業種ずつ対象を定めて、立入調査を行う。

(略)

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画  
(令和4年6月7日閣議決定)(抜粋)

Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

1. 人への投資と分配

(1) 賃金引上げの推進

②重点業種を示した政府を挙げた中小下請取引適正化

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(令和3年12月)及び「取引適正化に向けた5つの取組」(令和4年2月)に基づき、中小企業等が賃金引上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を進める。

調査の結果、価格転嫁を困難にする主な阻害要因としては、値上げ要請を理由とする取引先の変更や取引の打ちりのリスク、売り先の価格競争の影響による転嫁の受け入れ困難、発注者の立場が強く価格交渉が困難である等の点が見受けられた。

こうした実態を踏まえ、サプライチェーンのつながりについて、i) 生活関連商品の製造・販売、ii) 部品・完成品のものづくり、iii) サービスの提供の3つの類型に整理し、22業種10万社程度を対象に独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する調査を行う。調査を踏まえ、立入調査を行う等、適正な取引環境の実現につなげる。

独占禁止法上の優越的地位の濫用に関して、問題となる事例を追加した、サプライチェーン全体における取引の適正化のためのガイドラインを策定する。大企業と中小企業の共存共栄を目指すパートナーシップ構築宣言の実効性を強化するため、宣言企業に対する調査を実施し、実行状況について、フォローアップを行う。

本年度の下請代金支払遅延等防止法の重点立入業種として、道路貨物運送業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業を選定した。これらの業種について、立入調査の件数を大幅に増加させる。

また、重点立入業種以外であっても、法違反が多く認められる業種については、事業所管省庁と連名で、事業者団体に対して、法遵守状況の自主点検を行うよう要請する。